

佐賀県告示第二百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古川 康

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十一年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 八谷 信行

住所 福岡県大野城市東大利二丁目十一番二十五号（ウインザー下大利駅
南四百二号）

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払及び実績報告に基づく精算払